

「あいきゅん（いきゅん）」Web 広報業務委託仕様書

1 委託する業務名

「あいきゅん（いきゅん）」Web 広報業務

2 業務の趣旨・目的

石川県が運営する「あいきゅん（いきゅん）」の認知度を高めることを目的に、県内の結婚を希望する独身の若者等をターゲットとした Web 広告を活用した広報を展開するもの。

なお、業務の実施にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性別役割分担を助長する内容や、結婚を過度に強調・押し付ける表現とならないよう配慮すること。

あいきゅん（いきゅん）について

- ・運営主体 石川県（（公財）いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）が受託）
- ・開設年度 令和4年度

※いしかわ結婚支援センターHP (<https://kekkon.i-oyacom.net/>) もご確認ください。

※現在の会員の年齢層や傾向等については、本プロポーザルの参加申込み締切後に別途情報提供します。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託予定金額

3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

業務の実施にあたっては、「『あいきゅん（いきゅん）』Web 広報業務に係る公募型プロポーザル」で企画提案があった内容を基本に、財団と受託者が協議して決定する。

委託する業務の内容は、次のとおりとする。業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、財団と協議のうえ、実施すること。

なお、下記に記載のない業務についても、予算の範囲内において、より効果的な提案を妨げるものではない。

(1) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

- ・本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

ア 結婚や出会いへの関心が低い20・30代の独身男女（あいきゅん会員を除く）に対する、婚活の選択肢としての「あいきゅん」の認知を目的とした広報

地 域	石川県内
年 代	20・30 代の独身男女
価 値 観	<ul style="list-style-type: none"> ・「結婚」というライフイベントを遠い将来のことと捉えている者 ・出会いを求めているものの、具体的な行動に移していない者 ・結婚又は出会いの手段として「あいきゅん」を認識していない、又は入会を検討していない者
訴求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚に関する現状を整理し、将来を考えるきっかけを提供する ・出会いや婚活における「あいきゅん」を選択肢の一つとして認識させるための認知を促進する
ランディングページ例	いしかわ結婚支援センター https://kekkon.i-oyacom.net/

イ 結婚や出会いへの関心が高い20・30代の独身男女（あいきゅん会員を除く）に対する婚活手段の一つとしての「あいきゅん」の認知・理解促進を目的とした広報

地 域	石川県内
年 代	20・30 代の独身男女（特に女性）
価 値 観	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚や出会いへの関心を有しているものの、その手段として「あいきゅん」を認識していない、又は入会を検討していない者
訴求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出会いや婚活における選択肢の一つとして、「あいきゅん」への認知を高める ・「あいきゅん」への登録を促進する
ランディングページ例	いしかわ結婚支援センター https://kekkon.i-oyacom.net/

ウ 結婚や出会いへの関心がある20・30代の独身男女に対する、「いしかわ縁結びイベント」の認知及び理解促進を目的とした広報

地 域	石川県内
年 代	20・30 代の独身男女（特に女性）
価 値 観	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活イベントへの参加意欲を有しているものの、「あいきゅん」を認識していない者 ・「あいきゅん」会員ではあるものの、「縁結びイベント」を利用していない者
訴求内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいきゅん」への登録を促進する ・「いしかわ縁結びイベント」で実施されているイベントについて、実際の開催状況を可視化することで、認知及び信頼性の向上を図る
ランディングページ例	いしかわ結婚支援センター https://kekkon.i-oyacom.net/

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は次に示すとおりとする。

行動変容	ア については、 ・ 結婚について考える ・ 「あいきゅん」 への登録
	イ については、 ・ 「あいきゅん」 への登録
	ウ については、 ・ 「あいきゅん」 への登録 ・ 「いしかわ縁結びイベント」 のイベントへの参加

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なる年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに財団に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

(2) 目標値 (K P I) の設定

- ・後述 (4) 広告の運用管理の目標項目及び目標値を、前述(1)ア、イ、ウのターゲットごとに2つ以上設定すること。そのうち、①広告表示数、②広告経由での HP へのアクセス数 (クリック数) を目標項目として必ず設定し、それぞれ具体的な目標値を企画提案書に記載すること。そのほかの目標項目及び目標値は、広告経由での「あいきゅん」への新規入会数等、本業務の目的を達成するうえで必要なものがあれば具体的に設定し、その内容を企画提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) 情報発信コンテンツ (広告クリエイティブ) の制作

- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること。
- ・広告クリエイティブの内容については、「あいきゅん」等のロゴを活用した静止画像 (Web 広報用バナー) およびイベント紹介の動画等を含めるものとし、その他効果的な手法があれば提案すること。
- ・前述 (1) ア、イ、ウのターゲットに向けて、それぞれ Web 広報用バナー等を制作すること。内容はターゲットに応じたものにする。
- ・制作するクリエイティブの数量は、最低限下記表に記載のものを基本とし、配信媒体に応じて必要な修正を加えるものとする。

内容	広告 ターゲット	数量
結婚について考えるきっかけの提供	ア	2
あいきゅん会員募集	ア、イ、ウ	4
いしかわ縁結びマッチング会員募集 ※特に登録促進キャンペーン	ア、イ	2
「いしかわ縁結びイベント」のイベント紹介 (動画)	ウ	3
	合計	11

- ・なお、動画広告の制作にあたっては、必要に応じて簡易な取材や素材撮影等を行うこと。
- ・スマートフォン、タブレット、パソコンで閲覧されることを念頭に制作すること。
- ・企画提案書には、特に 20～30 代の独身女性向けの広報において、工夫・考慮した点を記載すること。

※企画提案書には、審査用提出物として以下を含めること。

- ・「会員募集」をテーマとしたバナー広告案 1点
- ・「イベント紹介」をテーマとしたショート動画広告案 1点

ショート動画広告案については動画ファイルの提出は不要とし、構成および表現内容が分かる絵コンテ等による企画提案とすること。完成動画素材の制作・提出は求めない。

ショート動画広告案の題材については、別途提供する過去イベントのチラシを参考素材として使用し、当該イベントの魅力を効果的に伝える動画広告の構成案を作成すること。

なお、チラシに記載された情報は一部変更・再構成して差し支えないものとし、あくまで動画表現における企画力を評価するための素材として扱うものとする。また、実在の開催日程等との整合性は問わない。

※ショート動画の想定尺は15秒～30秒程度とする。

※各提案には、想定ターゲットおよび訴求意図を簡潔に記載すること。

(4) 広告の運用管理

- ・広告は、SNS広告（Instagram等）、ディスプレイ広告（バナー広告）、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・広告を配信できる期間は契約締結の日から令和9年3月15日までとする。各広告の配信時期・期間を、クリエイティブの制作期間も考慮して提案すること。なお、広告配信に効果的と考えられる時期があれば、理由を付して企画提案書に記載すること。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・なお、広告手法や配信媒体の選定、運用の考え方等については、企画提案書において、その方針や考え方が分かるよう記載すること。

(5) 「あいきゅん」公式 SNS の 媒体運用

- ・「あいきゅん」の公式 SNS 媒体（Instagram）について、会員の「あいきゅん」利用率向上のために、運用・投稿を行うこと。
- ・運用・投稿に際しては、いしかわ結婚支援センター職員と連携して実施すること。

(6) 効果測定、改善

- ・広告の効果測定結果（配信した広告媒体ごとのインプレッション、クリック数（率）、再生数等）について、可能な範囲で閲覧者の属性（地域、性別、年代等）別の分析を行い、財団に報告すること。
- ・広告配信期間中においても、財団の依頼に応じて、インプレッションやクリック数等の数値を報告すること。
- ・広告測定結果の検証・分析を行い、その結果を踏まえ、業務実施期間中の広告実施の効果を高めるための提案を財団に行うこと。

6 業務完了報告書等の提出

(1) 業務完了報告書

本業務の実施内容を記載した業務完了報告書を1部作成し、提出すること。広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。

- (ア) 本業務にかかる効果検証分析レポート
- (イ) 本業務の分析結果に基づき、ターゲットの傾向や広告訴求の有効性等を整理し、課題の抽

出及び今後の広報展開に向けた改善点・示唆

(2) 広告クリエイティブ

本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データで納品すること。なお、本業務により作成し、財団に提出した納品物の所有権及び著作権は石川県に帰属するものとし、石川県において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(3) 提出期限

成果物の提出は令和9年3月31日を期限とする。

7 個人情報保護等

(1) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 著作権等

(1) 今回の契約により作成された成果品等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属するものとし、委託者が結婚推進のため、無償で二次利用できるものとする。

(2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(3) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

9 損害賠償

本事業の実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害等については、全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに実行委員会へ報告しなければならない。

10 瑕疵担保

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

11 委託費用の支払い

原則、事業終了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、委託者との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

12 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、委託者や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(2) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。

(3) 業務を円滑に運営するために、本仕様を協議により追加、修正、削除することがある。

(4) 受託者は、本業務に関わる会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。

(5) 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。

(6) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(7) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。